

令和3年第7回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年7月20日 午後1時から
- 2 場所 会津若松市生涯学習総合センター多目的ホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

3番委員	本田 武史				
------	-------	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	慶徳幸一郎				

農政課

副主幹	酒井 康之				
-----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第7回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。 本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員8番・佐野 和枝委員、農業委員9番・小檜山 祐一 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。 始めに、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 大戸地区担当委員より1番～2番について説明願います。</p>
<p>(推進委員11番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>議案第24号1番から2番について、推進委員11番二瓶より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転、交換を許可しようとするものです。 調査月日は、7月12日午前11時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第24号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第25号農地法第3条の規定による許可処分の取消しについてを議題といたします。</p>

	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>議案第25号1番について、農業委員14番弓田より、農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、令和3年4月21日付け会津若松市農業委員会指令第9号で、農地の所有権の移転について許可を得たものですが、売買条件に錯誤があったため、譲受人、譲渡人双方の合意のもと、令和3年7月2日付けで3条許可処分の取消願い出に至ったものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p>
<p>吉田 武幸 委員</p>	<p>取消し理由として売買条件の錯誤ということであるが、どのような内容なのか。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局</p>
<p>事務局</p>	<p>売手は本件以外の他の農地についても、後に購入していただけるものとして許可申請を行ったということですが、双方の認識に相違があったものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>吉田委員</p>
<p>吉田 武幸 委員</p>	<p>了解しました。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご質問ございませんか。 (なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第25号農地法第3条の規定による許可処分の取消しについてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第25号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第26号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 川南地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員6番) 星 富士雄 委員</p>	<p>農業委員6番星より、議案第26号農地法第4条の規定による許可申請についての1番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、農業用の倉庫兼作業所を造成するものであります。 農地区分については第1種農地であります。集落接続事業に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、7月15日午前9時45分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長の2名の他、地区委員3名、事務局1名の計6名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みで</p>

	<p>あり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第26号農地法第4条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第26号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員9番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>農業委員9番小檜山より、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、分家住宅を建設するため、使用貸借権の設定をするものです。 農地区分については第2種農地であり、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能と判断するものです。 なお、これは合同調査でありまして、7月15日午前11時分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長の2名の他、地区委員3名、事務局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田 武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>

会 長	<p>それではお諮りします。議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第27号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第28号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。 利用権設定についてお願いします。 地区担当委員の調査報告を求めます。 門田地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員2番) 島影 盛継 委員	<p>推進委員2番島影より議案第28号利用権設定の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては農家間における利用権設定です。 なお、対象となる農地は柿の成木が栽培されていることから、賃借料は高めに設定されています。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき7月12日午後2時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第28号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第28号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第29号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてを議題といたします。</p> <p>(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員) 島影 盛継 委員 退席</p> <p>事務局より提案理由の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第29号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてであります、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする定められておりますので、令和3年6月28日付け3農政第507号で会津若松市長より意見を求められております会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてをご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
農政部農政課	<p>農政課の酒井と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p>

今回の案件につきましては、令和3年5月31日までに農用地区区域の変更申出書を受付したものであり、農用地区区域からの除外が5件でございます。

除外の1件目は、北会津町下荒井地区の2筆、地目は田、面積は2,914㎡です。

初めに、除外の理由であります。当該地周辺には自動車の運転者が休憩のために利用できる施設が少なく、休憩所兼コンビニエンスストアの設置により道路利用者の利便性の向上が図られること、さらには地域住民の就業機会の創出や生活環境の充実による地域の活性化につながると認められることによるものです。

次に、土地の選定理由であります。候補地の選定に当たり、農用地区域外の農地を含めた北会津町地内の複数箇所について協議いたしましたが、いずれも必要とする面積の確保や自動車によるアクセス性、近隣集落との距離などに課題があったことから、自動車の交通量や周辺地域における人口などを総合的に判断し、当該申出地を選定したものです。

また、当該事業計画は休憩所兼コンビニエンスストア用地として必要最低限の面積であり、農地の集積や利用、土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号に規定される除外要件を満たすものと認められることから、除外はやむを得ないものと思われま

す。
なお、今ほどご説明した休憩所兼コンビニエンスストアは、国の通達により主要な道路の沿道において周辺に休憩のために利用できる施設が少ない場合には、農地法施行規則第35条第4号の休憩所に類する施設として取扱うことができることとされております。また、都市計画法第34条第9号により市街化調整区域内であっても、開発行為や建築行為を行うことができるとされており、公共性・公益性が高い施設となります。

つづきまして、除外案件の2件目から5件目は、電気通信事業者が設置する携帯電話の無線基地局用地であります。

これらは、公益性が高い事業として、転用許可が不要とされているものであり、農振除外についても、事前着工が可能となっているものです。

市では、事業完了後の現況に合わせて、他の案件と併せて手続きを行うものであります。

なお、土地の所在と地目、面積については、記載のとおりであります。

会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る説明については、以上であります。

このことについて、何か質問等ありませんか。

小檜山祐一 委員

休憩所兼コンビニエンスストアの設置について、変更理由の中に転用基準等該当する条項を記載してはどうか。また休憩所としての運用にあたってイス、テーブルの数等の基準はあるのか。

会 長

農政部農政課

農政部農政課

農振除外の変更理由ということですので、農地法に基づく許可基準については除いております。なおイス、テーブルの数等の運用基準については、改めて報告させていただきますのでご了承願います。

会 長

小檜山委員

小檜山祐一 委員

了解しました。

会 長

他にございませんか。

渡部 政美 委員	無線基地局について、他に事前着工されている事例はないのか。
会 長	農政部農政課
農政部農政課	確認の上、報告をさせていただきます。
会 長	渡部委員
渡部 政美 委員	地区内に事前着工と思われる事例があるため、よろしくお願ひしたい。
会 長	他にございませんか。 (なし の声あり)
会 長	それではお諮りいたします。 議案第29号会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり決せられました。 島影 盛継 委員 着席
(農業委員5番) 折笠 康裕 委員	次に、議案第30号現況確認証明願についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 八田地区担当委員より1番について説明願ひます。 農業委員5番折笠より、議案第30号現況確認証明願についての1番について報告いたします。 申請の詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきまして、現地は昭和55年頃より耕作をしておらず、以降、原野化し現在に至っているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。 なお、これは合同調査でありまして、7月15日午前10時30分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長の2名の他、地区委員2名、事務局1名の計5名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。
会 長	本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願ひます。
農地部会長 吉田 武幸 委員	地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。
会 長	地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。 (なし の声あり)

会 長	<p>それではお諮りします。議案第30号現況確認証明願についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第30号は原案のとおり決せられました。 次に報告に移ります。 報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第18号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第19号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から12番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 都市計画法上の意見として、 1番には、令和3年5月25日付け会津若松市指令開第318号で許可した開発行為の内容を遵守すること。」 2番には、①隣接する土地との境界を明確にすること、②土地の一体的利用が1,000㎡を超えて建築物の建築を行う場合は、開発管理課と協議を行うこととの意見が付されております。 次に、報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。 なお、都市計画法上の意見としまして、 1番には、①景観法第16条第1項の規定に基づく手続きが必要、②令和3年5月25日付け会津若松市指令開第318号で許可した開発行為の内容を遵守すること。 2番3番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。 4番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②土地の一体的利用が1,000㎡を超えて建築物の建築を行う場合は、開発管理課と協議を行うこととの意見が付されております。 報告は以上でございます。</p>

会 長	以上、報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 (午後1時35分 閉会を宣言する。)
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年7月26日

会津若松市農業委員会 会長

8番農業委員

9番農業委員